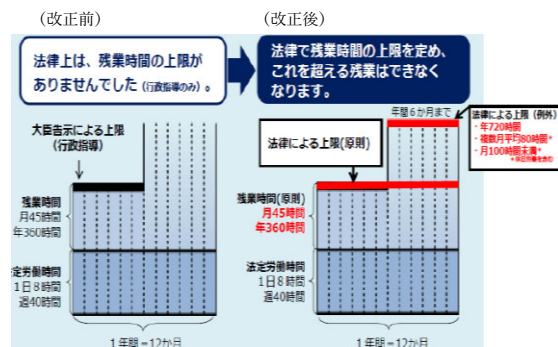


2020年4月1日から中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されます。

時間外労働の上限規制の導入は、大企業には2019年4月1日から適用されています。中小企業は1年間猶予されていましたが、2020年4月1日から適用されます。

時間外労働の上限は、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。



「労働時間相談・支援」コーナーをご活用下さい。

平成30年4月から監督署内に「労働時間相談・支援」コーナーを設置しています。「労働時間相談・支援班」が、労働基準法の改正内容等について、説明会の開催、コーナーでの個別相談対応、ご要望に応じ事業場を訪問して説明させていただく等の相談・支援を行っています。

「労働時間相談・支援班」の相談・支援は、通常、労働基準監督官が行う労働基準関係法令に基づく行政指導(立ち入り調査等)と異なり、中小規模の事業場が労働時間に関する法制度を理解し、長時間労働の削減のための取組を推進していただけるように、きめ細やかな相談・支援を行うことを目的としています。

まずはお気軽に、お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。

【監督署電話番号】

四日市：059-342-0340	松阪：0598-51-0015
津：059-227-1282	伊勢：0596-28-2164
伊賀：0595-21-0802	熊野：0597-85-2277

三重労働局雇用環境・均等室からのお知らせ

【説明会を開催します!!】

令和2年4月から(中小企業は令和3年4月から)適用される「パートタイム・有期雇用労働法」への対応や、総合的ハラスメント対策(パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、いわゆるマタニティーハラスメント)、改正女性活躍推進法等最新の法改正について、下記のとおり説明会を開催します。

(1) 四日市会場

令和2年1月17日 金曜日

①10時から12時まで ②13時30分から15時30分まで

四日市市勤労者・市民交流センター 大会議室

(2) 津会場

令和2年2月5日 水曜日

①10時から12時まで ②13時30分から15時30分まで

三重県総合文化センター 男女共同参画センター セミナー室A

申込は、雇用環境・均等室(指導班)059-226-2318までお問合せ下さい。

※詳細は、三重労働局ホームページに掲載する予定です。